

別記 関係団体の長

佐伯労働基準監督署長

労働災害の急増に伴う労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政の推進につきまして、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害による死傷者数は、概ね年間 160 人から 170 人台の水準で推移しています。

そのような中、当署及び大分労働局では、さらなる労働災害の減少を図るため、令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間として「第 14 次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策等を推進しているところです。

しかしながら、当署管内の労働災害は、本年において急増しており、7 月末の段階で、労働災害による死傷者数が既に 100 人を超えています。

これは、年間の死傷者数が 200 人を超えていた平成 21 年以前と同等の水準であり、極めて憂慮すべき状況です。

また、本年はこれまで死亡災害は発生していませんが、高所作業からの墜落や大型の機械との接触、発破作業における爆発や崩れた荷の下敷きになるなど、一歩間違えれば死亡に繋がりがねない災害が後を絶たない状況です。

これら急増する労働災害に歯止めをかけるためには、管内の事業者が労働災害防止に取り組むことはもとより、関係行政と関係団体が連携し、労働災害防止について強く推進することが重要です。

そのため、本年の労働災害の傾向を踏まえて、今後、管内において重点として推進すべき労働災害防止対策等を下記のとおり設定しました。

つきましては、下記の対策等が労働者一人ひとりに浸透するよう、傘下の会員事業場等の関係者に対する周知方、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 管内の労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

(1) 労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策

ア 転倒要因の除去や転倒リスクを可視化するなど、転倒災害防止に関する取り組みを充実させること。

イ 重量物の取扱作業、看護・介護作業を中心に、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策を徹底すること。

ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高年齢労働者の身体特性等に配慮した取組を展開すること。

(2) 墜落・転落災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 車両の運転席の昇降中や貨物自動車の荷台上での作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

(3) 貨物自動車による労働災害の防止対策

ア 運転位置から離れる場合には、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけ、環止め、ストッパーの使用等による逸走防止措置を確実に講ずること。

イ 運行経路の必要な幅員の確保、路肩の崩壊防止、誘導者の配置等、貨物自動車の転落防止対策を徹底すること。

ウ 貨物自動車と接触する危険が生じるおそれのある箇所への立ち入りを禁止するとともに、やむを得ず立ち入る場合は、誘導者を配置する等の方法による接触防止措置を講ずること。

(4) 熱中症予防対策

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン(キャンペーン期間5月から9月)」の実施事項を参照とした熱中症予防対策に取り組むこと。

(5) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(6) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具(保護帽、墜落制止用器具等)の適切な使用を徹底すること。

(7) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(8) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者（外国人労働者を含む。）の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

（ 9 ）安全衛生意識の高揚

経営トップ自らが先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。

2 管内の労働災害多発業種における労働災害防止対策等

（ 1 ）製造業

ア 階段や作業床の端、開口部、建造中の船舶等からの墜落・転落防止対策を確実に講ずること。

イ 荷役作業や洗車作業等、貨物自動車等の荷役運搬機上での作業における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。

ウ 構内を走行する大型機械との接触防止を徹底するとともに、非常時に直ちに運転を停止することができるよう、当該運転手への合図や連絡方法を定め、関係労働者に周知徹底すること。

エ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

オ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。

カ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

（ 2 ）建設業

ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。

イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。

ウ 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保対策を徹底すること。

エ 建設工事の施工に伴う伐木等の作業に関する安全対策を徹底すること。

オ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。

カ 土砂崩壊防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。

キ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。

ク 「各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着

用運動」の普及定着を図ること。

(3) 林業

ア 伐木、造材作業及びかかり木の処理作業を行うにあたっては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な作業方法及び安全対策を徹底すること。

イ 車両系木材伐出機械を使用する場合は、接触対策や転落防止対策、特別教育の実施、点検の実施等の車両系木材伐出機械に係る安全対策を確実に講ずること。

ウ 林業現場において労働災害が発生した場合に備え「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく緊急連絡体制を整備すること。

(4) 第三次産業

ア 安全衛生活動、安全衛生教育・啓発などの旗振り役として、店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置すること。(安全管理者や安全衛生推進者の選任義務のない業種に限る。)

イ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の主な取組事項を参照とした安全衛生活動を展開すること。

別記 関係団体

一般社団法人大分県労働基準協会佐伯支部

大分県建設業協会臼杵支部

大分県建設業協会津久見支部

大分県建設業協会佐伯支部

大分県トラック協会県南支部

全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部大分支部

佐伯広域森林組合

佐伯商工会議所

臼杵商工会議所

津久見商工会議所

野津町商工会

佐伯市番匠商工会

佐伯市あまべ商工会

佐伯市医師会

津久見市医師会

臼杵市医師会

社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会

社会福祉法人津久見市社会福祉協議会

社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会

県南地域産業保健センター

佐伯労働基準監督署管内の労働災害発生状況

令和6年8月6日作成

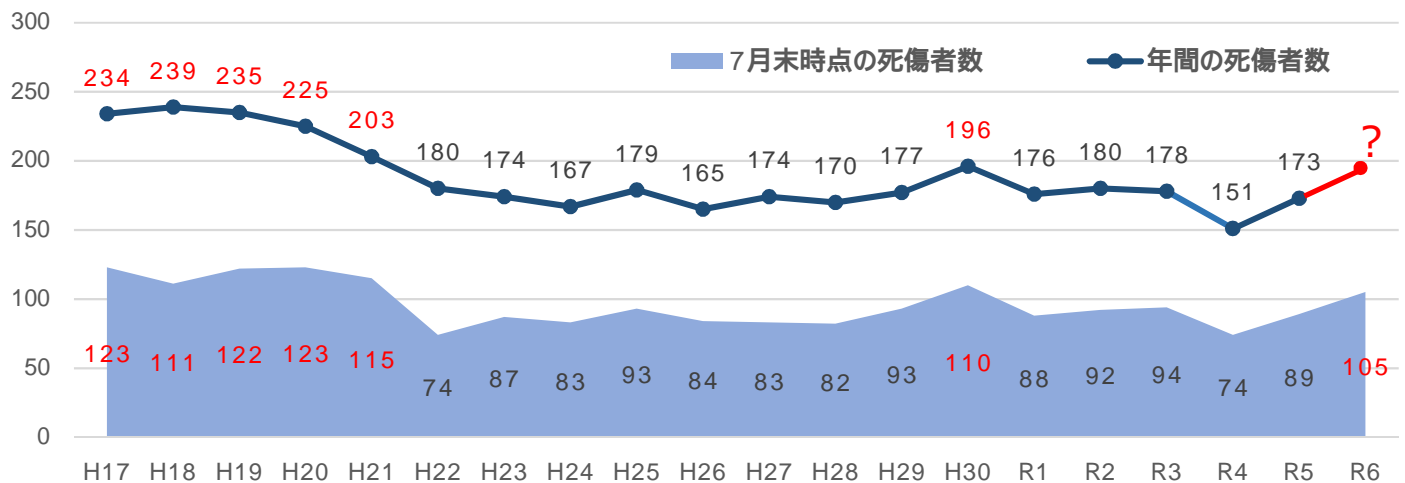
1 主要産業別労働災害発生状況（令和6年7月末現在）

新型コロナウイルスり患 による死傷者を除く	令和5年		令和6年		死傷者 増減数	死傷者 増減率
	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数		
全産業	0	89	0	105	+16	+18.0%
製造業		29		34	+5	+17.2%
造船業		5		16	+11	+220.0%
建設業		19		20	+1	+5.3%
運輸交通業		7		1	-6	-85.7%
農林業		7		11	+4	+57.1%
第三次産業		25		36	+11	+44.0%
商業		7		12	+5	+71.4%
保健衛生業		10		13	+3	+30.0%
接客娯楽業		0		5	+5	
清掃・と畜業		2		3	+1	+50.0%

労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計・主要産業を抜粋

- 全産業の死傷者数が全よりも大幅に増加し、7月末の時点で100人に達しています。
- 運輸交通業を除く全ての産業で、前年よりも死傷者数が増加しています。
- 特に、造船業や第三次産業において死傷者数が著しく増加しています。
- 令和5年7月末において死亡災害は発生していませんが、令和5年の年間の死亡者数は4人です。

2 労働災害による死傷者数の推移

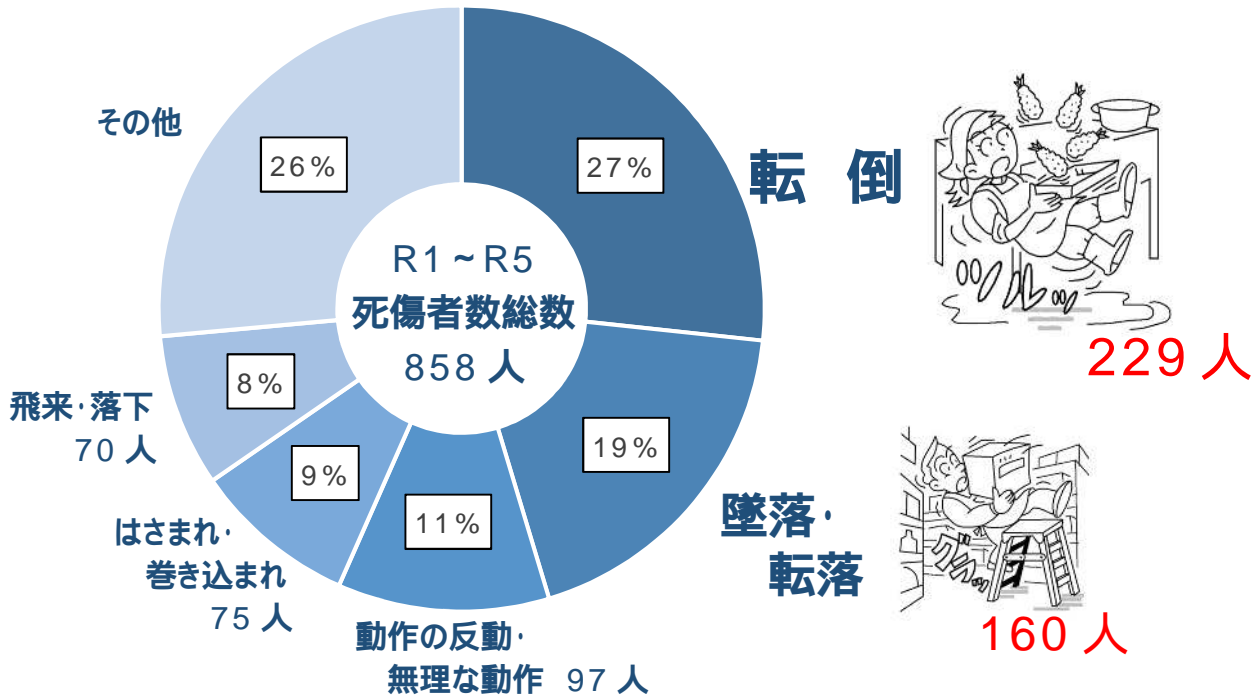


労働者死傷病報告（休業4日以上）による。新型コロナウイルスり患による死傷者を除く。

- 近年、年間死傷者数は平成30年に増加しているものの、概ね170人台前後で推移しています。
- 過去20年間をみると、7月末時点で100人を超えた年は、年間死傷者数も多くなっています。
- 令和4年に年間死傷者数が最少となりましたが、その後は増加傾向を示しています。

3 過去5年間（令和元年～令和5年）の事故の型別の死傷者数内訳

労働者死傷病報告（休業4日以上）による。新型コロナウイルススリ患による死傷者を除く。



- 管内では、転倒災害が最も多く、次いで墜落・転落災害が多く発生しています。
- 労働者の作業行動に起因する行動災害（転倒、動作の反動等）が全体の約40%を占めています。
- 令和6年は7月末現在で、転倒が35人、墜落・転落が19人となっています。

4 死亡災害一覧（令和5年）

	発生月	性別 年齢	職種 経歴	災害発生状況			
					時間帯	事故の型	
						起 因 物	
						業 種	
1	9月	男 50代	作業員 5年	道路新設工事において、斜面の立木（榎、胸高直径40cm）を伐倒するためにチェーンソーで追い口を作っていたところ、当該立木が裂けて激突されたもの。			
	9時台	激突され					
	土木工事業	立木等					
2	9月	男 80代	作業員 33年	2階建て建物の外階段で、階段の水洗い作業をしていたところ、足を踏み外して階段を転落したもの。			
	13時台	墜落、転落					
	金属製品製造業	階段、棧橋					
3	12月	男 70代	運転手 39年	洗車場において、コンクリートミキサー車を洗っていた被災者が、洗車場端から1.6m下の集水桝に頭部が浸かった状態で発見されたもの。			
	10時台	おぼれ					
	窯業土石製品製造業	その他の仮設物、建築物、構築物等					
4	12月	男 20代	作業員 7年	海上において定置網の入れ替え作業中、定置網に接続したロープを外した際の反動で乗っていた小型船が揺れ、海に転落しておぼれたもの。			
	8時台	おぼれ					
	水産業	その他の乗物					

- 令和5年の死亡災害は4件で、すべて9月以降に発生しています。